

技能实习信息	技能実習情報
<p>— 关于劳动时间、休息、休息日 —</p> <p>1 劳动时间 根据劳动基准法规定,除了休息时间,不允许超过一周40小时,一天8小时进行劳动。(法定劳动时间的原则)</p> <p>2 按1个月为单位的非常规劳动时间制 作为上述1的例外,在一个月里,比如在月初等特定的时期里,有业务集中倾向的时候,有关业务集中的特定一周,超过40小时,业务比较空闲的一周,就减少劳动时间,对一个月以内的一定期间进行平均,使之为一周40小时以内,而进行安排规定劳动时间的制度。</p> <p>3 按1年为单位的非常规劳动时间制 与上述2一样,一年中有繁忙时期和空闲时期的时候,平均对象期间(一年以内的期间),规定平均一周内的劳动时间不超过40小时之范围内的时候,关于特定的一周能超过40小时,关于特定的一天能超过8小时劳动的制度。这种情况下,规定就如下那样的对象期间的劳动天数、劳动时间等限度。 (1) 劳动天数的限度 280天/年 (2) 1天的劳动时间的限度 10小时 (3) 1周的劳动时间的限度 52小时 (4) 劳动时间能连续超过48小时的周为3星期以下 (5) 按每3个月把对象期间进行划分各期间里,劳动时间超过48小时周的第一天的数为3个以下 (6) 连续劳动天数的限度 对象期间 6日 特别业务繁忙期间 确保1周1天的休息日 按1年为单位的非常规劳动时间制,为多数的实习实施机构采用。</p> <p>4 劳动时间的延长 实习实施机构,让劳动者(包括技能实习生。)超过如上所述1、2或3的法定劳动时间,进行时间外劳动的时候以及如下6所述的法定休息日进行劳动的时候,必须签订劳资协议,以规定的格式并向劳动基准监督署长申报。 该劳资协议,在有对实习实施机构的劳动者的过半数进行组织的劳动组合的时候,由劳动组合,若没有那样的组合时,由代表劳动者过半数者和实习实施机构对时间外劳动的理由、业务的种类、能延长的时间数等签订协议。 另外,劳动基准法规定对于如下有害业务的劳动时间的延长,1天不允许超过2小时。 * 坑内劳动 * 处理大量高热物体的业务以及在暑热场所的业务 * 处理大量低温物体的业务以及在寒冷场所的业务</p>	<p>— 劳働時間、休憩、休日について —</p> <p>1 労働時間 労働基準法により、休憩時間を除き1週間に40時間、1日について8時間を超えて労働させてはならないとされています。(法定労働時間の原則)</p> <p>2 1ヶ月単位の変形労働時間制 上記1の例外として、1ヶ月の内に、例えば月初めなど特定の時期に業務が集中する傾向がある場合に、業務が集中する特定の1週間については40時間を超え、業務が比較的暇な1週間は労働時間を少なくして、1ヶ月以内の一定期間を平均すると1週間40時間以内に所定労働時間を配置する制度です。</p> <p>3 1年単位の変形労働時間制 上記2と同様に、1年のうち、忙しい時期と余裕がある時期がある場合に、対象期間(1年以内の期間)を平均して1週間当たりの労働時間を40時間を超えない範囲内に、定めた場合は、特定された週について40時間、特定された日について8時間を超えて労働させることができる制度です。この場合、次のような対象期間における労働日数、労働時間等の限度が定められています。 (1) 労働日数の限度 280日/年 (2) 1日の労働時間の限度 10時間 (3) 1週間の労働時間の限度 52時間 (4) 労働時間が48時間を超える週を連続できるのは3週以下 (5) 対象期間を3ヶ月毎に区分した各期間において、労働時間が48時間を超える週の初日の数が3以下 (6) 連続して労働させる日数の限度 対象期間 6日 特に業務繁忙な期間 1週間に1日の休日を確保 1年単位の変形労働時間制は多くの実習実施機関で採用されています。</p> <p>4 労働時間の延長 実習実施機関は、労働者(技能实习生を含みます。)に上記1、2又は3の法定労働時間を超えて時間外労働を行わせる場合及び下記6で述べる法定休日労働を行わせる場合は、労使協定を締結し所定の様式により労働基準監督署長に届け出なければならないことになっています。 この労使協定は、実習実施機関の労働者の過半数を組織する労働組合がある場合はその労働組合、そのような労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と実習実施機関が、時間外労働をする事由、業務の種類、延長することができる時間数等を協定するものです。 なお、労働基準法で次の有害業務の労働時間の延長は1日について2時間を超えてはならないとされています。 * 坑内労働 * 多量の高熱物体を取り扱う業務及び暑熱な場所に</p>

- * 处于被X光等其他的有害放射线辐射的业务
- * 在尘土或粉末显著飞扬场所的业务
- * 在异常气压下的业务
- * 显著让身体振动的业务
- * 处理沉重物等繁重性业务
- * 在发生强烈噪音场所的业务
- * 在散发有害物的粉尘、蒸气或者气体场所的业务

5 休息

规定劳动时间超过6个小时的时候, 必须要在劳动时间的中途至少给予45分钟的休息时间, 超过8个小时的时候, 至少要给予1小时的休息时间。

另外, 关于休息时间一般不支付工资。

6 休息日

规定要给予每周至少1次的休息日。(法定假日)
但是, 也有采用4周里给予4天以上的休息日的非常规休息日制。这种情况下, 就按就业规则其他方面, 必须明确4周的起算日。

另外, 大多数的实习实施机构除了法定休息日之外还有规定的休息日, (作为休息日) 都由各实习实施机构各自规定。

における業務

- * 多量の低温物体を取り扱う業務及び寒冷な場所における業務
- * エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- * じんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- * 異常気圧下における業務
- * 身体に著しい振動を与える業務
- * 重量物の取り扱い等重激な業務
- * 強烈な騒音を発する場所における業務
- * 有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

5 休憩

労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないことになっています。

なお、休憩時間については賃金が支払われないのが一般的です。

6 休日

毎週少なくとも1回の休日を与えなければならぬとされています。(法定休日)

ただし、4週間を通じて4日以上の休日を与える変型休日制が採用されることもあります。この場合、就業規則その他これに準ずるものにおいて4週間の起算日が明らかにされる必要があります。

なお、ほとんどの実習実施機関では法定休日以外にも所定の休日があり、何れも(休日として)各実習実施機関毎に定められています。